

令和3年度 作業主任者等講習会のご案内

この度、作業主任者等技能講習会を下記の日程で開催致します。資格取得を希望される方はぜひご参加くださいようお願い申し上げます。また、組合員以外の方も受付致しますので、お知り合いの方が受講を希望される場合は一緒にご参加いただくことができます。募集人数に限りがございます。定員に達し次第受付を終了致しますのでご了承ください。

主催 建設業労働災害防止協会和歌山県支部

講習番号	講習科目	定員
①	足場の組立て等作業主任者技能講習 (高さ5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う際に必要)	5名
開催場所		開催日
建設業労働災害防止協会 和歌山県支部 (和歌山県建設会館3階 会議室)		令和3年10月12日(火)・13日(水) 申込締切：8月31日
費用		
		受講料 ¥8,800 テキスト代 ¥1,680 合計 ¥10,480

主催 和歌山労働局登録講習機関 一般社団法人 日本クレーン協会和歌山支部

講習番号	講習科目	定員
②	玉掛け技能講習	5名
開催場所		開催日
学科 プラザホープ 実技 日鉄ビジネスサービス 和歌山(株)		令和3年12月14日(火)・15日(水) [学科2日] 16日(木) [実技1日] 申込締切：10月31日
費用		
		受講料 ¥22,000 テキスト代 ¥1,650 合計 ¥23,650

※受講資格や科目免除対象につきましては、裏面をご覧ください。

それぞれの講習において免除対象となる方は申込時に技能免許証又は修了証のコピー(裏表)又は、卒業証明書等の添付が必要となります。お申込の際に免除申告がない場合は、全科目の受講となりますのでご了承ください。なお、組合員のテキスト代は組合が負担いたしますので、組合員の皆様にご負担いただくのは受講料のみです。但し、組合員以外が受講される場合は受講料・テキスト代を合わせた金額が必要となりますので、ご注意ください。下記の作業主任者等技能講習会参加申込書を期日までに組合へご提出ください。後日、建設業火災防止協会への受講申込書等をお送りいたします。

◎ご注意点◎

『玉掛け技能講習』につきましては、組合へのお申込後、日本クレーン協会より受講申込に関する封書が届きます。その後の、受講申込書・受講料のご提出先・お支払先は日本クレーン協会となります。期日までにお手続き頂けますようお願い致します。

お問い合わせ・お申し込み 建設連合・和歌山県建設組合 TEL.0120-520-931 FAX.073-436-4457 担当 河形(かわがた)

作業主任者等技能講習会参加申込書(郵送・FAXでお申込ください)

組合員		※希望の講習番号に○を付けてください。	
講習番号	① 足場の組立て ② 玉掛け	ご住所	〒
記号番号	33	携帯電話	
フリガナ氏名	例:建設太郎(ケンセツタロウ)	生年月日	昭和・平成 年 月 日
免除科目希望	要 不要		

組合員以外	
講習番号	① 足場の組立て ② 玉掛け
フリガナ氏名	ご住所 〒
	携帯電話
免除科目希望	要 不要
	生年月日 昭和・平成 年 月 日

受講資格・科目免除対象等について

① 足場の組立て等作業主任者技能講習

下記の1.もしくは2.に該当される方

1. 満21歳以上で、足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する方。(年少者労働基準規則に基づき、満18歳に達してからの経験年数が3年以上ある方に限ります。)
2. 大学・高等専門学校・高等学校において土木・建築又は造船に関する学科を卒業した方で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する方。(卒業証書の写しが必要です。)なお、該当される方は講習会申請書(修了者台帳)に事業主証明印が必要です。

★「当該業務の経験3年(2年)について」

これまでは、年少者労働基準規則に基づき、満18歳に達してからの期間が経験年数として認められておりましたが、平成27年3月に交付された「労働安全衛生規則の一部改正」に伴い、経験開始日によっては、「当該業務の経験年数3年(2年)」に認められる期間と認められない期間ができました。その詳細は、以下の通りです。

〈経験開始が平成27年7月1日以前の方〉

- (1) 平成29年6月30日以前に当該業務の経験年数が3年(2年)以上ある場合は、すべて経験年数として認められますので受講資格を満たします。
- (2) 当該業務の経験年数が3年(2年)に平成29年7月1日以降を含む場合は、足場特別教育修了までの期間は違法な状態で足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務を行っていたことになり、平成29年7月1日以降の期間は経験年数として認められません。平成29年6月30日以前については、経験年数として認められます。平成29年6月30日以前の経験年数と、平成29年7月1日以降で足場特別教育修了日の翌日以降の当該業務の経験年数を通算して3年(2年)以上に達すれば、受講資格を満たします。

〈経験開始が平成27年7月2日以後の方〉

- (3) 足場特別教育修了までの期間はすべて違法な状態で足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務を行っていたことになり、その期間は経験年数として認められません。足場特別教育修了日の翌日以降の当該業務の経験年数は認められますので、その期間が3年(2年)以上に達すれば、受講資格を満たします。
- (2) 及び(3)の場合、「足場特別教育修了証」の写しが必要となります。

※とび1級または2級の技能検定合格者及び、とび指導員免許をお持ちの方、講習科目の一部免除があります。

② 玉掛け技能講習

満18歳以上の方

※クレーン・デリック運転士免許を修了された方及び床上操作式クレーン又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方は講習科目の一部免除があります。

新型コロナウイルス感染症への対応について

各主催団体では、新型コロナウイルス感染症への対応として換気の徹底、「3つの密」の回避等の感染拡大防止の対策をしています。受講者の皆様におかれましても、マスクの着用、手洗い等の励行をお願い致します。また、咳、発熱等の症状がある方は、受講日の変更等をご検討ください。なお、計画している技能講習会の実施については、会場等の借り上げが困難になった場合は中止、延期の場合もございます。何卒、ご理解、ご協力を賜りますよう宜しくお願い致します。